

川崎 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和元年11月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条に基づき、（仮称）西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 武蔵小杉特定目的会社 取締役 中村 樹
	指定開発行為の名称	（仮称）西加瀬プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区西加瀬5番1 外
	指定開発行為の目的	物流倉庫及び店舗等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約100,266㎡ 延べ面積：約213,200㎡
	指定開発行為の施行期間	令和3年6月～令和6年9月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和元年11月27日（水）～令和2年1月10日（金） 土曜日、日曜日、12月30日から1月3日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、本市ホームページにて当該条例方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	中原区役所及び幸区役所並びに幸区役所日吉出張所、環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）午前8時30分から午後5時まで
	意見書の提出	縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり、どなたでも意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 条例方法書についての環境の保全の見地からの御意見のある方は、どなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容 条例方法書に記載された、環境影響評価項目の選定、評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は、川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありません。 3 提出された意見書の取扱い (1) 提出された意見書は川崎市環境影響評価に関する条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例方法審査書を作成する際に考慮します。 (3) 条例方法書に対する意見の概要と見解は、後日指定開発行為者（事業者）が作成する条例準備書にも記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4280 5 意見書を提出できる期間 条例方法書の縦覧期間中（令和元年11月27日～令和2年1月10日） （郵送は令和2年1月10日消印有効。持参は同日17時まで受付） 提出先 川崎市環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の様式は問いません。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	